







件名：産業廃棄物処理

令和3年11月4日

与那国沿岸監視隊

監視隊長	副隊長	後支隊長	営繕班長	工事企画	管財
					

仕 様 書

1 件 名

産業廃棄物処理

2 概 要

与那国駐屯地から排出される産業廃棄物の収集、運搬及び処分

3 産業廃棄物の種類

廃プラスチック類、金属くず、木くず及び繊維くず、コンクリートくず

4 排出事業者

陸上自衛隊与那国沿岸監視隊

5 排出事業場

沖縄県八重山郡与那国町与那国 3 7 6 5 - 1 陸上自衛隊与那国駐屯地

6 数量

混合廃棄物：トン袋 5 袋

7 一般事項

- (1) 本役務は、本仕様書及び「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」を遵守し実施するも。
- (2) 受注者は本仕様書及び現地において、相違・疑義あるいは不明な点が生じた場合は、監督官と協議しその指示に従うこと。
- (3) 役務中における火災予防、労働安全及び在来施設等の保護には、十分注意を払うものとし、汚破損した場合は、受注者の責任において速やかに原形に復旧する。
- (4) 受注者は現場の整理整頓、清掃を実施する。
- (5) 入出門及び交通規制等、駐屯地内での行動は、駐屯地諸規則及び監督官の指示に従う。
- (6) 本役務の写真は、カメラ（カラー）又はデジタルカメラ（総画素数 80 万画素数以上及びファイル形式 J P E G）を使用し、着手前、作業中、完了時及び監督官の指示するところを撮影し、監督官に提出する。

8 特記事項

- (1) 受注者は、次に示す許可証の写しを監督官に提出する。
 - ア 産業廃棄物収集運搬業許可証
 - イ 産業廃棄物処分業許可証
- (2) 産業廃棄物の収集及び運搬に使用するコンテナは、処理する産業廃棄物の量を勘案し適切なものを選定する。
- (3) 収集する産業廃棄物は混載とし、処分場へ搬入後関係規則に基づき適切に処分する。
- (4) 受注者は、産業廃棄物の処分完了後、マニフェスト及び計量証明書等を監督官に提出する。